

令和4年6月21日

第1学年 生徒・保護者 様

千葉県立佐倉高等学校長

就学支援金支給に係る7月の所得審査について

令和4年度新1年生を対象とする就学支援金制度では、年間2回（4月と7月）の所得審査が義務付けられています。

つきましては、令和4年度7月の審査を下記のとおり行いますので、ご確認をお願いいたします。

記

1 就学支援金を現在受給中の場合

＜処理方法＞

・就学支援金オンライン申請システムにログインのうえ、継続届出欄の『継続意向登録』ページで意向の登録をお願いします。

(1) 保護者等情報の変更について「あります」を選択した方

➡保護者の増減等がある場合は続けて『保護者等情報変更届出』を行います。変更内容を入力のうえ提出してください。

(2) 4月に個人番号カードを使用して税額を取得し、審査を完了した方

➡続けて『収入状況届出』を行います。税額を取得のうえ提出してください。

(3) 4月にマイナンバーをオンライン上もしくは紙で提出し、審査を完了した方

➡保護者等情報に変更事項が無い場合は、継続意向登録のみで手続きが完了します。

(4) 4月に課税証明書類（生活保護受給証明書等）を紙で提出し、審査を完了した方

➡今回も課税証明書類で審査を行う場合は、続けて『収入状況届出』を行います。届出内容を確認・入力の上提出してください。

＜注意点＞

- ①今回の審査から新たに「マイナンバーカードを使用して課税情報を取得する場合」や「マイナンバーを提出する場合」は上記（1）が該当します。
- ②今回の審査から個人番号を使用した情報照会で『生活保護情報』を取得することができます。マイナンバーを使用した情報照会を希望される場合も（1）が該当します。（マイナンバーを使用した情報照会で、生活保護情報を取得する場合でも、確認のため、生活保護受給証明書を事務室まで提出してください。）
- ③マイナンバーをオンラインで提出する場合で、所得を確認する対象者が成年の生徒本人である場合、生徒本人のマイナンバーを入力することになり、本人確認として「本人確認画像」をシステムで添付する必要があります。

2 就学支援金を現在受給していないが今回申請する場合

＜処理方法＞

・就学支援金オンライン申請システムにログインのうえ、新規申請画面内の『意向登録』ページで意向を登録のうえ受給資格認定申請をしてください。

3 所得制限等により就学支援金の申請・継続等をしない場合

＜処理方法＞

・就学支援金オンライン申請システムにログインのうえ、現在、就学支援金を受給していない方は『意向登録』ページ、就学支援金を受給している方は『継続意向登録』ページで申請を行わない旨（受給権を放棄する旨）を登録してください。

※就学支援金オンライン申請システムのログインID・パスワードが分からない方は事務室までご連絡ください。

※やむを得ない事情により紙申請を希望する場合や、オンライン申請を使用し、別途紙で提出する書類がある方は、申請様式等、該当する書類をお渡し致しますので、事務室までご連絡下さい。

お問い合わせ先 佐倉高等学校 事務室（電話 043-484-1021）

